

## 災害救助に必要な物資等の提供に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と（社）群馬県建設業協会碓氷支部（以下「乙」という。）は、災害救助及び応急復旧等に必要な人員並びに資機材及び物資の提供（以下「物資等の提供」という。）について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は市内に災害が発生し、又、発生する恐れがあると認めるときは、乙に対し物資等の提供を要請することができるものとする。

2 甲は他都市で発生した災害で応援要請を受けた場合、その災害の状況に応じ、乙に対し前項に規定する物資等の提供を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ、次条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は第1条の要請を受けたときは、可能な限り物資等の提供に関し甲に協力するものとする。

（費用負担等）

第4条 物資等の提供に要した費用は、災害発生直前時における適正な費用（災害発生前については、通常の適正な費用）を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

2 物資等の提供に要した支払いは、甲、乙協議して定めるものとするが、できる限り速やかに支払うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成9年8月19日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年8月19日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号  
安中市

安中市長



乙 群馬県安中市安中三丁目25番7号  
（社）群馬県建設業協会碓氷支部

支部長



